

第22回加東市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の概要(令和5年2月10日)

内容:兵庫県に対処方針改定に伴い、加東市施設の利用制限について協議し、以下のとおり決定しました。

【加東市施設の利用制限】

期間:2月10日から

各施設感染防止対策の徹底は継続する。

1. 社福祉センター、旧滝野福祉センターはびねす滝野及び東条福祉センター多目的ホールの収容定員は、大声あり・なしに関わらず定員の100%以内とする。
2. 児童館の食事の禁止は継続。利用カードの体温・チェックリストの項目を削除する。
3. 図書館の学習スペースは通常どおりの席数での利用とする。
4. 市立学校体育館・グラウンドの貸出し(目的外としての利用)時のチェックリストを廃止。
5. 公民館、明治館、さんあいセンター、コミュニティセンター東条会館、地域交流センター、滝野複合施設、やしろ国際学習塾、東条文化会館の収容定員は、大声あり・なしに関わらず定員の100%以内とする。チェックリストは廃止。
6. 加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷の利用は従来どおり。
7. 社会体育施設(屋内・屋外)の利用は従来どおり。スカイピアのトレーニングルームの同時利用者数の制限を解除。チェックリストは廃止。
8. とどろき荘、滝野温泉ぽかぽの利用は従来どおり。
9. 道の駅とうじょう、加東アート館、滝野にぎわいプラザ、アクア東条、やしろ鴨川の郷の利用は従来どおり。
10. 南山活性化支援施設ミナクルの収容定員は、大声あり・なしに関わらず定員の100%以内とする。
11. 窪田隣保館の利用は従来どおり。
12. 市立こども園・保育園、発達サポートセンターの利用は従来どおり。

その他

今後、国のマスク着用の考え方に応じて施設の感染対策を講じていく。